

## 政策支援

農業者の担い手には、手厚い政策支援(保険料の国庫補助)があります。

国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、

- 1 39歳までに加入
- 2 農業所得が900万円以下
- 認定農業者で青色申告者等(下表)を満たせば受けられます。



## 保険料の国庫補助対象者と補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し 経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000 円 (3割)	<b>4,000</b> 円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内) に区分1の者となることを約束した後継者	6,000 円 (3割)	_

※国庫補助額は月額保険料月額2万円で固定に対する補助額(割合)です。※区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。※区分1~5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分(国庫補助額が減額になることがあります。)又は通常の保険料への変更が必要です。

- ●政策支援を受けられる期間は最長 20 年間です。(35 歳以上の支援は最長で10年間です。)
- ●国庫補助を受けている間の保険料は月額2万円(国庫補助額を含む)で固定され、加入者が負担する保険料は、2万円から国庫補助額を差し引いた額になります。
- ●国庫補助を受けられる期間を過ぎた場合は通常の保険料(月額2万円~6万7千円の間で千円単位で選べ、変更も自由です。)になります。

## 農業者年金相談会

農業者年金の概要や年金を受給するために必要な手続きなどの説明と、個別の相談会を実施いたします。対象者の方には案内文書を発送いたしますのでご参加ください。

- 日 時 12月1日(木)午後1時30分
- 場 所 幕別町役場 2 階 2 A · B 会議室
- 説 明 「農業者年金の概要と年金を受給するためには」他

講師 北海道農業会議 農業者年金相談員 橋本正雄氏

○ 対象者 58歳、61歳から64歳の農業者年金加入者